

駐車監視員活動ガイドライン

【目白 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼、催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道 305号	明治通り	南池袋 1 - 18先	高田 2 - 5先高戸橋	7 - 22	
2	主要地方道 8号	目白通り	目白 5 - 6先山手通り南長崎一丁目交差点	目白 5 - 3先	7 - 22	
			目白 3 - 13先目白三丁目交差点	雑司が谷 2 - 1先	7 - 22	
3	主要地方道 317号	山手通り	南長崎 1 - 1先南長崎一丁目交差点	高松 1 - 22先	8 - 20	
4	主要地方道 8号	新目白通り	高田 3 - 1先高戸橋	高田 3 - 14先	9 - 19	
5	都道 441号	要町通り～豊島通り	要町 3 - 30先	池袋 3 - 3先	7 - 22	

重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	区道	東通り	南池袋3-13先明治通り南池袋1丁目交差点	南池袋2-1先	8-22	
2	都道435号	音羽通り	南池袋2-43先	雑司が谷1-52先不忍通り護国寺西交差点	9-19	
3	区道	千川通り	長崎6-1先西武線線路先	要町3-26先要通り要町三丁目交差点	9-19	
4	区道	神高橋通り	新目白通り～神高橋の間における高田3-14先に面する通り		9-21	
5	主要地方道8号	目白通り	南長崎1-1先南長崎一丁目交差点	南長崎4-4先	7-22	

重点地域

最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、目白通り、山手通り、新目白通り、要町通り)周辺	8-22	
2	南池袋1丁目、2丁目及び周辺	8-22	

重点地域

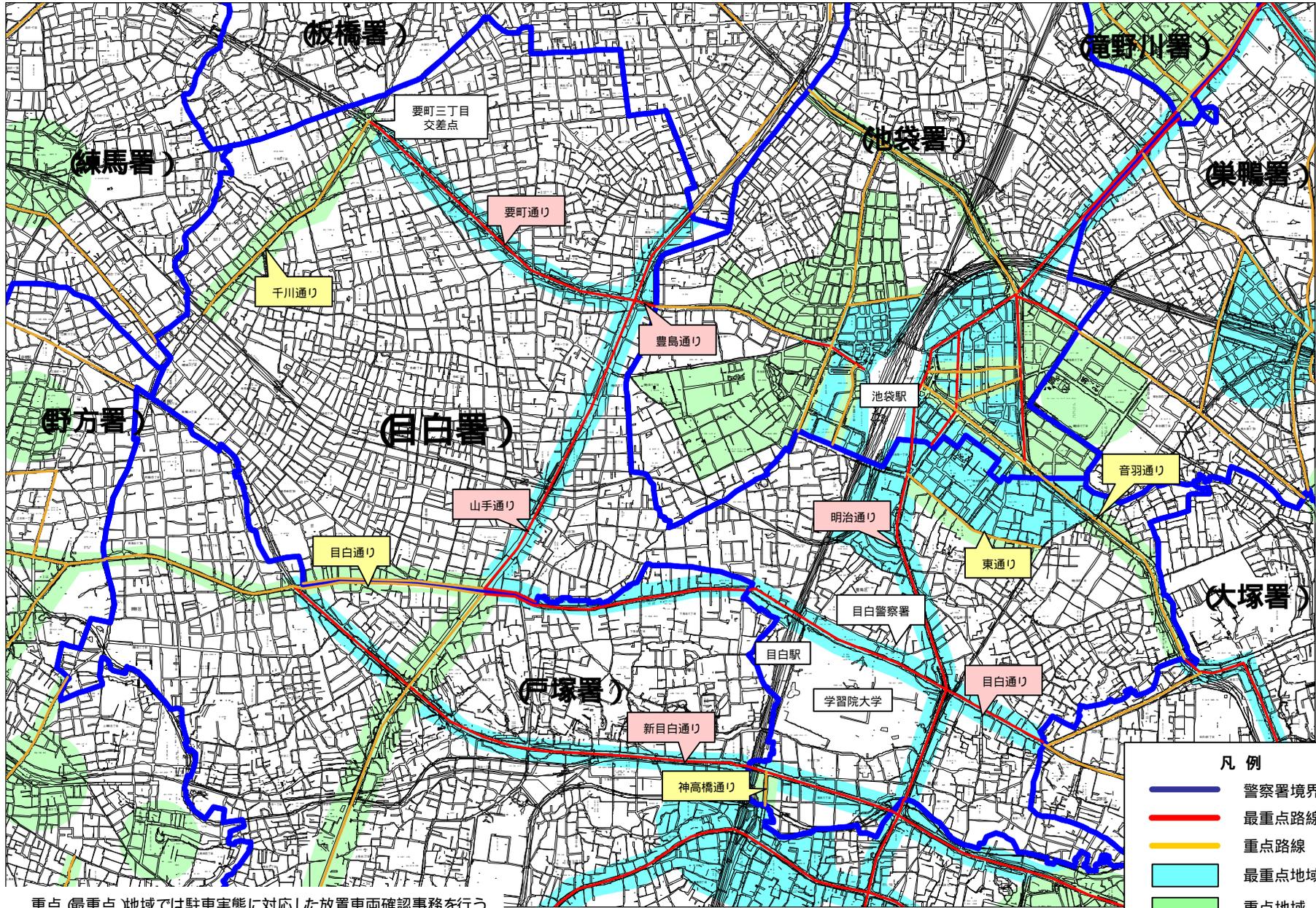
No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(東通り、音羽通り、千川通り、神高橋通り、目白通り)周辺	9-22	重点路線の重点時間帯と同じ

自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	ビックリガード周辺を含む南池袋地域及び周辺	8-22	
2	高田3丁目及び周辺	9-21	
3	JR目白駅周辺	10-20	
4	学習院大学周辺	10-20	

目白警察署 駐車監視員活動ガイドライン

18都市基交第8号



重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。